

(議長)

日程第14、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受諾について、及び日程第15、議案第8号、権利の放棄については、関連がありますので、一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受諾について、及び議案第8号、権利の放棄についてでございます。

江差青果卸売市場株式会社に係る民事調停事件に関し、その調停案を受諾し、権利を放棄することについて、地方自治法の規定により、それぞれ、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」(補足説明)

それでは、私の方から、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託についてと、議案第8号、権利の放棄について、一括してご説明いたします。

議案書の51頁をお開き願います。

始めに事件名でございますが、令和3年(メ)第1号債務弁済協定調停事件、申立人は、檜山郡江差町字姥神町138番地1の江差青果卸売市場株式会社と、檜山郡江差町字円山299番地30の森野一夫氏でございます。

事件の概要についてでございますが、令和元年10月1日に貸付した、江差町産業資金1千万円の返済について、申し立てを行ったものであります。

この間、町では、町の顧問弁護士である島田弁護士を代理人として選任をし、調停を進めて参りましたが、令和3年3月8日に調停委員会より、議案書の4に記載のとおり、調停条項案が勧告されたところでございます。

今般、町として、当該勧告を尊重するというにいたしましたものでございます。

調停条項でございますが、記載のとおりとしてございますので、割愛させていただきます。

次に、議案書の53頁をお開き願います。

先程、ご説明を申し上げた調停案を受託することにより、江差町産業資金の債権について、その権利を放棄するものであります。

放棄する金額は、582万8,606円で、内訳は記載のとおりでございます。

以上、私の方から、議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託についてと、議案第8号、権利の放棄についての補足説明といたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、民事調停事件に係る調停案の受託について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第8号、権利の放棄について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。